

ID: 418

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯許可書の交付		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉の配湯に関する規則 第2条第2項		
例規番号	平成17年規則第173号		
<p><b>【根拠条文】</b> (配湯の許可)</p> <p>第2条 申請者は、湯本温泉配湯許可申請書(別記様式第1号)に誓約書(別記様式第2号)を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合において、許可をするときは湯本温泉配湯許可書(別記様式第3号)を申請者に交付するとともに、湯本まちづくり協議会及び湯本温泉旅館協同組合に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の許可を行うに当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	平成29年5月1日